

# FC 東京・市民スポーツボランティア会則

## (名称)

第1条 本会は名称をFC 東京・市民スポーツボランティアとし、愛称をスポボラとする。

## (目的)

第2条 味の素スタジアムで開催されるFC 東京のホーム試合運営等をサポートし、世界のクラブへの道をチームと共に歩みながら、スポーツを通じた新しいスポーツコミュニティ文化の創造を世代を越えた仲間と一緒にやっていくことを目的にする。

## (構成)

第3条 本会は、主旨に賛同する団体・個人によって構成する。

## (役員)

第4条 本会には代表、副代表、会計、監事、運営コーディネイター、その他の役職を置く。

## (役員を選出)

第5条 本会役員は、役員会及び運営会議に於いて選出し承認される。

## (役員任期)

第6条 本会の役員任期は2月1日から翌年1月31日までの1年とする。

## (役員任務)

第7条 本会役員任務は、次のとおりとする。

- (1)代表は本会を代表し、会務を統括する。
- (2)副代表は、代表を補佐し代表に事故があるとき、その職務を代行する。
- (3)会計は、金銭の出納に関する事務を行う。
- (4)監事は会の活動や会計が適正に行われているかを監査する。
- (5)運営コーディネイターは、事業や活動の企画、渉外、連絡、庶務等に関する事務を行つために、FC 東京事務局と折衝調整を行い、運営会議の進行を務める。
- (6)その他委員会を設置し、会の活動の役割を分担し運営する。
- (7)代表は必要に応じて役員を徴集し役員会を開催する。

## (運営会議)

第8条 運営会議は、代表が招集、役員および運営スタッフが出席する。

(補足) 運営スタッフは日頃の活動状況に応じて運営会議にて推薦、承認を得た者で構成される。  
運営会議は各種活動の検討及び決定を必要に応じて随時行う。

## (活動報告会)

第9条 活動報告会は次の事項を会員に報告し以下(1)、(2)の事項に関し出席会員の承認を受ける。

- (1)新年度事業計画の報告及び新年度役員紹介。
- (2)事業報告及び収支決算報告。
- (3)意見交換。

## (運営費)

第10条 本会の運営経費は、会費、協賛金、寄附金等の収入によってまかなう。

(補足) ボランティア会員は年度会費として1千円を活動初回日に納める。

## (罰則)

第11条 本会会員の資格等を利用し、FC 東京及びスポボラへ不正行為等の迷惑を掛けた場合、役員会議にて戒告、退会等処分を決定する。